【通学路】統合年次までの対応スケジュール（想定案）

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				最短R10年度
	第2回（9月） 第3回（3月）	第4回（9月ごろ） 第5回（3月ごろ）	第6回（9月ごろ） 第7回（3月ごろ）	第8回（9月ごろ） 第9回（3月ごろ）	4-8月	第10回	10-2月	第11回	統合実施予定
通学路の安全確保	第2回（9月） ・R4「通学路安全プログラム」点検結果説明のうえ意見聴取 ・統合後の通学路（案）及び点検必要箇所の共有 新たに点検必要箇所が指摘されたり、点検結果への改善意見が出された場合、方法・メンバー検討のうえ、現地点検実施	《第5回 3月ごろ》 通学路、必要な対策のとりまとめリミット 必要に応じて、建設局・警察署・区役所で対応策を検討・実施	第7回（3月ごろ） ・対策が進んだ場合、結果報告	第9回（3月ごろ） ・対策が進んだ場合、結果報告			《令和10年2月頃》 建設局・警察による対策のリミット		
区役所	《第2回》 ・通学路案の確認 ・安全対策が必要な箇所の抽出を依頼 【11月末を目途に区役所へ】 ・確認内容を集約 ・学校と調整 《第3回》 ・通学路案の確認 ・安全対策が必要な箇所の共有	合同点検（7月1日実施） 《第4回》 ・通学路の確認 ・安全対策が必要な箇所の確認 ※変更の必要が生じた場合は第5回で確認 ※第4回で通学路案に変更があった場合 《第5回》 ・通学路の最終確認 ・安全対策が必要な箇所の最終確認	関係者（区・学校・建設局・警察）で調整・対応確定 建設局・警察署との連絡調整・進捗確認						
検討会議			検討会議の各回で対策の進捗状況や結果報告						
地域・PTAなど	・通学路案の確認 ・安全対策が必要な箇所の抽出 ・通学路と安全対策が必要な箇所の共有	・通学路と安全対策が必要な箇所の共有							
学校	・通学路案の確認 ・安全対策が必要な箇所の抽出						学校長により通学路決定事務		
建設局・淀川警察署	【3者で】 ・通学路案、安全対策が必要な箇所の事前確認	【3者で】 ・通学路案、安全対策が必要な箇所の最終調整	建設局・警察署で対応策を実施						